

福島市子ども家庭総合支援拠点と関係機関との連携図

高

県

福島市

福島県中央児童相談所（一時保護）

- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助
- 相談、養育環境の調査、専門診断等

連携
役割分担
協働
支援

子ども家庭総合支援拠点（機能設置）

- 子どもとその家庭および特定妊婦の相談支援（ソーシャルワーク機能）
- 子ども支援の専門性を持つ機関・体制
- 子どもに地域資源を有機的につなぎ在宅支援。
- 原則18歳までの子どもを切れ目なく継続的に支援。
- チーム（組織）支援
- 支援拠点が担う四つの業務内容
 - 子ども家庭支援全般に係る業務
 - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - 関係機関との連絡調整
 - その他の必要な支援

子育て世代包括支援センター（機能設置）

子育て相談センター・えがお

連携
役割分担
協働
支援

- 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援（総合相談、支援の拠点）
 - 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - 妊娠・出産・育児に関する相談対応、情報提供、助言、保健指導
 - 医療機関等関係機関との連絡調整
 - 支援計画の策定（特定妊婦）

（参考）

福島市こども家庭係（支援拠点の事務局）

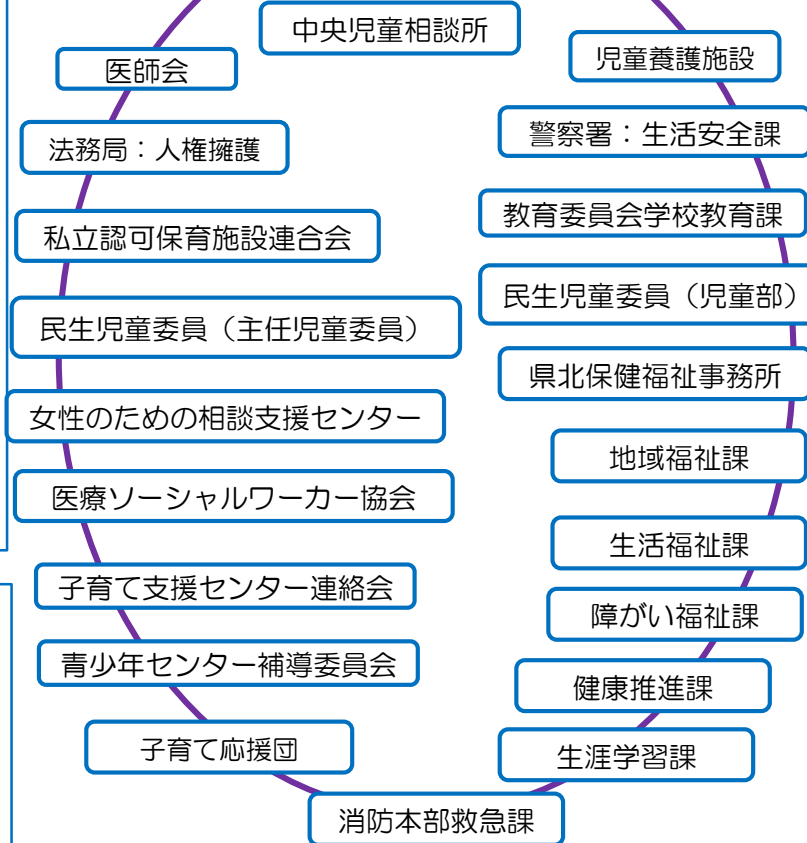
職員10名

- 保健師 2名
- ケースワーカー5名（児童福祉司任用資格）
- 支援拠点嘱託 3名（専門職採用 常勤体制）

こども家庭係は、上記の他に、女性相談員2名、自立支援員2名で構成される。

要保護児童対策地域協議会

情報提供、情報共有、連携・支援



リスクの程度

低